平成３０年（フ）第１７９号
愛知県岡崎市大和町字平田11番地１　グリーンヒル大和Ⅱ　606
債務者　外山組こと　外山　聖二
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１９７号
愛知県みよし市三好町八和田16番地２　泉荘６号
債務者　野々山　忍
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第８１７号
大阪府吹田市岸部北２丁目26番37号、前住所大阪市北区本庄東３丁目８番４－508号
債務者　西尾　宏幸
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７１５号
大阪府吹田市高野台１丁目５番Ｂ21－304号
債務者　有馬真太朗
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７９９号
大阪府豊中市大黒町３丁目20番15号
債務者　鬼追　　隆
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９４７号
大阪府茨木市郡３丁目28－28、住民票上の住所大阪府茨木市豊川３丁目２番28号
債務者　川中　洋加（旧姓梁田）
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９８７号
大阪市城東区森之宮１－３－1107、住民票上の住所大阪府堺市中区毛穴町96番地１　グレイスフルヴィラ205号
債務者　芦田　　一
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９９１号
大阪市中央区高津１丁目３番２号　高津ハイツ401
債務者　安達　大祐
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９９７号
大阪市生野区巽東１丁目14番26号
債務者　山本　幸雄
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０４８号
大阪府東大阪市吉松１丁目３番22号
債務者　原田　宰仁
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２３４号
大阪府茨木市高田町10番４－303号
債務者　渡辺麻莉奈（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９号
北海道滝川市北滝の川1198番地６
債務者　田名邊誠子
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
北海道砂川市東１条北７丁目１番19号
債務者　阿部　義光
１　決定年月日時　平成30年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第９７号
岩手県滝沢市鵜飼迫70番地１　ロフティー滝沢303号
債務者　小野寺建明
１　決定年月日時　平成30年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１５０号
盛岡市清水町６－８　スプランドゥール清水町106、住民票上の住所盛岡市南大通２丁目５番10号
債務者　藤村　泰子
１　決定年月日時　平成30年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第６０号
群馬県館林市大手町９番16号
債務者　猪口　芳雄
１　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第６４号
群馬県太田市内ケ島町238番地10　ハイツおおつき105号、前住所群馬県太田市矢場新町18番地２
債務者　中村　弘勝
１　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
前橋地方裁判所太田支部